

平成18年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成18年11月24日～27日

場 所 第2委員会室

平成18年11月24日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第15号 職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

○総合政策及び行財政対策に関する調査

出席委員（7人）

委 員 長	萩 原 耕 三
副 委 員 長	満 行 潤 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	米 良 政 美
委 員	坂 元 裕 一
委 員	野 辺 修 光
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（1名）

委 員	由 利 英 治
-----	---------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長	河 野 俊 嗣
総 務 部 次 長 （総務・職員担当）	丸 山 文 民
総 務 部 次 長 （財 務 担 当）	長 友 秀 隆
部 参 事 兼 総 務 課 長	米 良 剛
部 参 事 兼 人 事 課 長	稲 用 博 美
財 政 課 長	和 田 雅 晴

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	古 谷 信 人

○萩原委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。本日及び27日の委員会は、22日に付託を受けました議案第15号についてのみ審議をすることとし、議案のない部局、課については、待機ということで考えております。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それではそのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○萩原委員長 それでは委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野総務部長 総務部の関係、よろしく願いをします。

説明に先立ちまして、1点御報告とおわびを申し上げます。

先般、報道等にありましたとおり、商工観光労働部の職員が泥酔した上で不祥事を起こしました。県では、先週、土木部の職員が逮捕され、職員の服務規律の保持を徹底するよう指導したばかりでありまして、県民からの信頼回復に全力を注ぐべきこの時期に、職員がこのような不祥事を起こしましたことは、まことに残念で、被害者の方、また県民の皆様に対し、大変申しわけない思いであります。深くおわびを申し上げ

げます。今後、詳細な事実につきまして確認の上、厳正に対処してまいりたいと考えております。また、事の重大さを真摯に受けとめ、職員の服務規律、綱紀の保持につきまして、さらに徹底をしてまいりたいと考えております。

それでは、今回御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、目次をお開きください。

議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この議案につきましては、18年12月期の勤勉手当を改定するものでありますため、ほかの議案に先立ち議決をいただきたく御審議をお願いする次第であります。詳細につきましては、人事課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○稲用人事課長 お手元の委員会資料1ページをお開きください。

議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。

10月6日に、県の人事委員会から出されました「職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえ、職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。給与の改定に関する人事委員会報告の内容については、(1)に記載しておりますが、①の民間調査の結果は、月例給について、職員の給与が民間の給与を182円(0.05%)下回り、特別給については、職員の支給月数4.45月に対し、民間の支給月数が4.38月という結果になっております。

この結果を受け、その下の②報告の内容にありますように、月例給については、公民格差が

ほぼ均衡していること等から改定を見送ることが適当とされ、特別給については、本県の公務員の支給月数に大きな差がなく、人事院勧告で国家公務員の特別給が据え置きとされたこと等を考慮し改定を見送りとすること、また、地域の民間給与の実態を的確に反映させるため、引き下げ改定を行うことのいずれの対応もとり得るとされたところであります。この報告を受け、改定を見送るか、引き下げの改定を行うかについて検討した結果、(2)の①にありますように、人事委員会の報告においては、本県の財政状況は考慮されておらず、それらの状況を踏まえて検討すれば、引き下げざるを得ないこと、また②にありますように、地域民間の支給月数を上回らないよう国の指導がなされていることの2点を考慮し、特別給の引き下げ改定を行うこととしたところであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)平成18年度の取り扱いについてであります。今年度6月期については、既に支給済みであること、及び今回の引き下げが勧告ではなく報告に基づいたものであること等を考慮し、今年度の引き下げについては、12月期のみとすることとしたものであります。具体的には、表でお示ししているとおり、今年度の12月期の勤勉手当の支給月数について0.025月の引き下げを行うものであります。表の下の米印にありますように、この改正に伴い、平成18年度の期末手当と勤勉手当の年間合計では、再任用職員以外の職員が4.425月、再任用職員が2.325月となります。

2ページをお開きください。

(2)平成19年度以降の取り扱いであります。平成19年度以降の勤勉手当の支給月数については、現在、職員団体との話し合いがまだまとま

っておりませんので、一たん改正前の内容に戻すこととしております。したがって、来年度以降の期末手当と勤勉手当の合計は、再任用職員以外の職員が4.45月、再任用職員が2.35月となります。

次に、3の改正を要する条例は、職員の給与に関する条例であります。

最後に、4の施行期日についてであります。今回の改正は、今年度の12月期の勤勉手当の支給月数を改定するものでありますことから、その基準日である12月1日までに公布施行を行いたいと考えております。ただし、平成19年度以降の改正については、今年度12月期の勤勉手当の支給後、一たん改正前の内容に戻すことから、平成19年4月1日施行としております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○萩原委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○緒嶋委員 この給与改定は、本県の財政状況は考慮されていないということですが、これは人事委員会としては、財政状況を考慮する必要はないということになるわけですか。

○稲用人事課長 人事委員会の報告及び勧告という中では、そこまでは特に考慮されるものではないと思っております。

○緒嶋委員 それと、基準が雇用者企業等の数、人員、あれが50人以上とか、その地域に合わせたものというような動きがあったと思うのですが、このあたりの配慮というのは考えられたのかどうか。

○稲用人事課長 行革推進法におきましても、地域民間の実態を反映するようというようなことで、その他経済財政諮問会議等においても、地域の民間の実態を反映するようということ

がありまして、これは人事院、それから各県の人事委員会においても同じであります。調査対象の規模が従来100人以上であったものが50人以上になったということで、本県においても、そのような形で調査をされております。

○満行副委員長 この改正理由なんですが、条例の一部を改正する中で、改正理由として、人事委員会の報告及び勧告を踏まえてという改正理由なんですけれども、この今回の改正する中で、報告の部分はどこで、勧告の部分はどこなのか、教えていただきたいと思っております。

○稲用人事課長 今回の改定に関しましては、人事委員会の方からの勧告という形では出ておりません。報告ということを受けてこういう改定を我々の方で検討し、こういう方向で御説明させていただいていると。

○満行副委員長 だから、その改正理由は、「人事委員会の報告及び勧告を踏まえ」と書いてあるんですが、この「勧告を踏まえ」というのは、どこにかかるのかということなんですけれども。

○稲用人事課長 ここに書いてあります「人事委員会の報告及び勧告を踏まえ」と申しますのは、人事委員会の報告書そのものが、報告及び勧告という形で出ているものですから、そういう形で書かせていただいております。

○満行副委員長 人事委員会が出している名前が、「人事委員会の報告及び勧告」という括弧で、これは題名という意味ですか。「人事委員会の報告及び勧告」という括弧のそういう報告書のことを指すということでしょうか。

○稲用人事課長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 ちょっと例ですが、申しわけない例ですけど、今度職員が3人逮捕されておりますね。その人たちは、今度のこの改正の中では、ボーナス等の支給は保留されるのか、支給され

るのか、どういうことになるのですか。今の状況の中で。

○**稲用人事課長** 改正の内容につきましては、職員については全員これが適用されるということになります。期末勤勉手当の支給に関しましては、12月1日が基準日となっておりますので、その12月1日の基準日において、これが休職処分になっておれば支給されないということになります。その基準日において、そういう処分がされていないければ、支給されるということになります。

○**緒嶋委員** 逮捕とか起訴とかは関係なく、職員が県職員の身分であれば支給されるということですか。

○**稲用人事課長** 基本的にはそのようになります。

○**緒嶋委員** これは、いろいろな状況の中では、県民感情とかいう形の中では、そういう立場に置かれておる人にボーナスを支給するということに対する違和感とか、何となくやはり、そういうことがない人は別にいいですが、そういう状況の中で、そういう人は保留するとかいう形、これは本当に職員の皆さんはかわいそうな立場であると、私は、それこそいろいろ言われておるような状況の中では、ある意味では犠牲者かもしれない。トカゲのしっぽ切りだというような形のあれもある中では本当にかわいそうなんですけど、県民感情とすれば、ちょっとそういう人にボーナスを支給しましたということはいかがなものかなという感じはするんですけどね。

○**稲用人事課長** いわゆるボーナスという場合には、期末手当と勤勉手当という両方で構成されております。期末手当については、12月1日現在で在職しておれば支給すべきものと思いま

すが、勤勉手当につきましては、成績率をもとに支給するということになりますので、現在、逮捕されておるという状況を考えましたときに、過去、基準日前の6カ月間の成績率を定めるということが非常に難しいと思いますので、この分については、保留するというようなこともあるのかなというふうに考えております。

○**緒嶋委員** そこあたりは十分検討されて、やはり何となくおかしいんじゃないかという県民感情等も十分しんしゃくされまして、適正なとか、それは家族の皆さん等にとっては大変なことだと思えるのですけれども、そういう行為を起こしたということについての責任というものはあるわけですので、そこあたりは十分配慮される必要があるんじゃないかということをお願いしておきたいと思えます。

○**米良委員** 課長さん、話を最初に戻したいと思いますが、今度の場合は民間企業等を182円下回ったということで、12月のボーナスということだけでありましようけれども、0.025月ですね。我々、この総務委員会でもほかの委員からも指摘がありましたけれども、こういう厳しい状況の中で、特別職の我々はやむを得ないとしても、やたらに職員の給料を引き下げて、職員の意欲なりそういうものを欠くようなことがあってはならんよという話をしたと思えますけれども、これを0.025カ月というのは、全国的にはどうなんですかね。その比率からいって、これは県の人事委員会勧告だけで0.025という定めがあると思うのですけれども、そこ辺の状況はどうなんでしょうか。

○**稲用人事課長** 人事委員会の勧告が出ました場合には、基本的にこれは勧告に従って措置するということになると思います。今回、勧告ではなく報告という形の中で、かつ人事委員会の

方で、いずれの場合もとり得るといような報告の内容であったことから、我々の方で、先ほど理由で申し上げましたような、いろんなことを考えながら、最終的には0.025月の引き下げという形になったところであります。ほかのところでは、基本的には人事委員会の方から据え置きあるいは引き下げ等具体的な勧告というのが出された県につきましては、それに基づいた措置をされているようであります。

○米良委員 全国的な比率というのはまだわかっていないわけですね。

○稲用人事課長 据え置きあるいは引き下げの勧告をされたところが12県、本県を含めましてございます。引き下げがそのうちの5県ということでございます。ただ据え置きという勧告が出されました県におきましても、独自のカットをされておる県がありまして、そういう点も配慮されたんじゃないかなというふうに考えております。

○萩原委員長 ほかございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さんでした。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○萩原委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行うこととなっておりますので、27日に行いたいと考えております。

開会時刻を何時としてよろしいでしょうか。

〔「1時半」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、採決を27日（月曜日）13時30分といたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分散会

平成18年11月27日（月曜日）

午後1時31分開会

出席委員（8人）

委 員 長	萩 原 耕 三
副 委 員 長	満 行 潤 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	米 良 政 美
委 員	坂 元 裕 一
委 員	由 利 英 治
委 員	野 辺 修 光
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	古 谷 信 人

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はございましたか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 では、そのようにいたします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様にはお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

午後1時32分閉会